

定 款

平成29年6月29日改正

日 本 新 薬 株 式 会 社

日本新薬株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、日本新薬株式会社と称する。
英文では Nippon Shinyaku Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、試薬、診断用薬、医療用外各種薬品、化粧品、その他化学製品、食品、食品添加物、調味料、香料、清涼飲料、酒類、飼料、飼料添加物、肥料、農薬、染料、医療用および理化学用機械器具の製造、売買ならびに輸出入
 2. 実験動物の飼育、販売
 3. 不動産の売買、賃貸借および管理
 4. 雑誌および図書の発行
 5. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査役
 3. 監査役会
 4. 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(自己の株式の取得)

- 第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

- 第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し、請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(大規模買付行為への対応の基本方針および取組み)

第 20 条 株主総会は、当会社株式の大規模な買付行為に関する当会社の対応の基本方針およびその基本方針に基づく具体的な取組みを定めることができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 21 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選 任)

第 22 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を選定する。

取締役会の決議をもって、取締役社長 1 名、また、必要に応じて、取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度に

において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

（相談役および顧問）

- 第30条 取締役会の決議によって、経営に関する助言を得るため相談役および顧問各若干名を委嘱することができる。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

- 第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

（選任）

- 第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

- 第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会規則）

- 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役会の招集通知）

- 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

（報酬等）

- 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

（選任）

- 第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会にお
いて再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をするこ
とができる。

(除斥期間)

第 45 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されな
いときは、当会社はその支払の義務を免れる。

制定	大正 8 年 9 月 23 日	改正	平成 16 年 6 月 29 日
改正	昭和 45 年 5 月 28 日		平成 17 年 6 月 29 日
	昭和 50 年 5 月 30 日		平成 18 年 6 月 29 日
	昭和 52 年 6 月 28 日		平成 19 年 6 月 28 日
	昭和 57 年 6 月 28 日		平成 21 年 6 月 26 日
	平成 3 年 6 月 27 日		平成 22 年 1 月 6 日
	平成 6 年 6 月 29 日		平成 25 年 6 月 27 日
	平成 10 年 6 月 26 日		平成 27 年 10 月 16 日
	平成 13 年 6 月 28 日		平成 28 年 1 月 4 日
	平成 14 年 6 月 27 日		平成 29 年 6 月 29 日
	平成 15 年 6 月 27 日		